

令和2年度 主任介護支援専門員更新研修受講要件

要 件		具 体 的 な 説 明	申 込 時 必 要 書 類
共通要件 (全て該当すること)	①	平成28年度から29年度までに主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了している	[平成28年度以降の主任介護支援専門員研修並びに主任介護支援専門員更新研修修了者] ・主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修終了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了の方が受講できます。
	②	介護支援専門員の指導・支援等の実践事例の提出ができる	<受講決定優先順位> ・第1:平成28年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方又は主任介護支援専門員更新研修を終了された方 ・第2:平成29年度に主任介護支援専門員の資格を取得された方又は主任介護支援専門員更新研修を終了された方
	③	介護支援専門員証の有効期間内に本研修が修了できる	提出指導・支援の実践事例は、7類型(別添)のうち3類型以上の内容が備わっていること。 なお、1事例で3類型以上が備わらない場合は、2事例以上で3類型以上を満たした内容での事例提出を可能とする。
個別要件 (1項目該当すれば良い)	①の1	介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者	当該研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する介護支援専門員更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されるため、主任介護支援専門員更新研修を修了する前に、介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないように十分注意して下さい。
	①の2	介護支援専門員実務研修の実習受入れを担当した主任介護支援専門員	[研修企画、講師・ファシリテーターの経験範囲等] ①都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体(各市町村の社会福祉協議会等)での実施経験者。 ②愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会(愛介連)、愛知県シルバーサービス振興会、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む)での実施経験者。 ③介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている各職能団体等(※1)並びに主任介護支援専門員個人(事前登録制※2参照)が実施する介護支援専門員向け研修の企画や講師、ファシリテーターを務めた者で研修実施機関の証明があり、研修実施機関が確認できたもの。 [経験回数] 講師は1回以上、ファシリテーターは2回以上の経験とする。 (※1)各種職能団体等について:一般法人、医療法人(病院)、学校法人(大学、専門学校等)も可とする (※2)主任介護支援専門員個人が実施する場合の個人の扱いについて 事前登録制とする。予め事前に研修実施者本人及び研修内容のわかる書類(シラバスは必須)を提出頂き登録したうえで実施して下さい(詳細は愛介連へお尋ね下さい) (注1)個人での実施は、年間を通じて、介護支援専門員に係る研修の企画から開催まで関わっておれば研修企画のみでも受講要件とする。 (注2)団体主催の場合は、企画のみは受講要件としない。 (注3)愛知県以外で実施した場合でも愛知県の基準に合致しているものは受講要件として認める。 (注4)所属事業所や所属法人内での職員向け研修の講師やファシリテーターは受講要件としない。 [対象期間] ・初めて主任介護支援専門員更新研修を受講される方:主任介護支援専門員研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日迄とする ・2回目以降の主任介護支援専門員更新研修を受講される方:前回の主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日迄とする
	②	地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	[研修企画、講師・ファシリテーターの経験範囲等] ・介護支援専門員実務研修の実習受入れを担当した主任介護支援専門員(講師を務めた扱い) [対象期間] ・初めて主任介護支援専門員更新研修を受講される方:主任介護支援専門員研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日迄とする ・2回目以降の主任介護支援専門員更新研修を受講される方:前回の主任介護支援専門員更新研修修了年度の翌年度から今回の主任介護支援専門員更新研修受講申込日の前日迄とする
	③	日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	[対象となる研修] ① 研修の基礎的要件 ア.一つの研修として算定される時間数は3時間以上(常識的な休憩時間を含む) イ.複数日にかかる研修の回数計算 ⇒ 1日が3時間以上でカリキュラム等の内容から研修機関が認めれば複数回として計算することができる ウ.介護支援専門員の資質向上に必要なケアマネジメントに関する専門的知識・技術を習得するための法定外の研修で介護支援専門員が受講者になっている エ.介護支援専門員としての業務遂行のため必須とされている研修(認定調査員研修等)、地域ケア会議、業務を主とした連絡会、情報交換会、所属事業所や所属法人内での職場研修会は対象外 ② 研修実施機関 ア.都道府県、市町村、地域包括支援センター、その他公的機関に類する団体等(各市町村の社会福祉協議会等) イ.愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会、愛知県シルバーサービス振興会、愛知県社会福祉協議会、日本介護支援専門員協会(他県ブロック、県支部を含む)、日本ケアマネジメント学会 ウ.介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格の要件となっている法定資格の職能団体等(医師会、薬剤師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会等) ※職能団体等には一般法人、医療法人(病院)、学校法人(大学、専門学校等)等を含む エ.主任介護支援専門員個人が実施する介護支援専門員向けの研修は、原則、個別要件①(①-③※2)の個人開催の研修に限る(事前登録制の研修) オ.その他、上記の機関、団体に準ずるもので、主任介護支援専門員更新研修実施機関が適当と認めたもの。 [必要回数と対象期間] ① 資格要件対象期間 ・主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修 修了年度の翌年度から更新研修受講年度の前年度までの通算で平均して4回以上(必ずしも年度毎に4回以上でなくても良い) ② 1つの研修として算定される時間の用途は3時間以上(休憩時間を含む)とする。 ③ 複数日にわたる研修の回数計算について [平成29年度までに開催された研修] 開催日数に関係なく1回として数える。 [平成30年度以降に開催の研修] 1日が3時間以上で研修実施機関がカリキュラム内容から判断して認めれば、1日を一回として数えることを可とする。 (他府県の研修) 主任介護支援専門員更新研修実施機関が、愛知県の基準に合致したものと判断したものは回数として算定する。 [対象研修としての妥当性判断] ① 受講申込の際に研修会の内容が把握できる資料(案内状、カリキュラム、企画書、シラバス等)を提出する ② 事前登録制(予め研修実施機関から受講要件に該当する研修かどうかの照会を受け、当協議会が可否を判断する) 受講要件に合致すると判断したものはその旨を研修実施機関に通知し案内状等への表示を認める
	④	日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	①日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等で講演・シンポジスト・研究発表・事例提供等の経験者。 (注1)主催者については、ブロック及び都道府県支部が行うものも含む。 (注2)プログラム・抄録集等に受講者の氏名が掲載されれば可とする。 (注3)テーマは介護支援専門員に関わるものとする。 ※受講算定期間は「前回更新研修受講後以降」又は「受講年度を含め受講前5年間の期間」の短い方とする。
⑤	主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者	①地域包括支援センターで主任介護支援専門員として従事している主任介護支援専門員で、上記の個別要件①~④に該当せず、地域包括支援センターの業務運営に支障があって市町村長の推薦がある者。 ②愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が平成27年度に開催した「愛知県主任介護支援専門員資質向上研修」修了者 2020年度受講者(対象:平成27年度資質向上研修修了者) ※2021年度以降の受講者から受講要件の対象外	

主任介護支援専門員研修  
主任介護支援専門員更新研修  
修了証(写)

別添「主任介護支援専門員更新研修  
の提出事例の類型について」を参照

介護支援専門員証(写)

様式Ⅰ-1  
企画書  
講師依聖書  
案内状  
その他

様式Ⅰ-2  
研修実施機関に提出した「実績証明書」(写)(※研修実施機関の証明印が無い場合は後日再提出)

様式Ⅱ  
修了証  
履修証明書  
出張命令書  
復命書  
研修カリキュラム  
その他

様式Ⅲ  
参加証明書・プログラム  
抄録集・その他

認定証

様式Ⅳ-1  
市町村長の推薦書  
様式Ⅳ-2  
資質向上研修修了証  
履修証明書等(様式は任意)